

伊藤 眞『民事訴訟法（第5版）』（ISBN：978-4-641-13760-8）補訂情報

本書刊行後に出された重要判例等を中心に、補訂情報を公開いたします。

---

■6 頁注 10) 末尾に以下を加える。

そして、同条 4 項が定める仲裁人の開示義務は、当事者の忌避権を担保するためのものであり、開示義務違反は、同法 44 条 6 項にもとづく仲裁判断の取消事由となる。最決平成 29・12・12 裁判所ウェブサイトは、同法 18 条 4 項かっこ書にいう「既の開示したもの」に該当するかどうかにかかる判例である。

■687 頁注 125) 7 行目「……などがある。ただし、」を以下のとおり変更する。

、最判平成 28・12・8 裁判所ウェブサイト（人格権にもとづく航空機の離着陸等の差止めおよび音量規制の請求）などがある。これに対し、最判平成 29・12・18 裁判所ウェブサイト、同 29・12・18 裁判所ウェブサイトは、被爆者援護法にもとづく被爆者健康手帳の交付申請却下処分などの取消しを求める訴訟における当事者の相続人による訴訟承継を認めている。同法の趣旨に鑑み、処分の取消しによって回復すべき法律上の利益が一身専属的ではなく、健康管理手当の受給権にかかる財産上のものであることを重視していると考えられる。

なお、

■721 頁注 69) 末尾に以下を加える。

これに対し、三木・前掲論文 491, 493 頁は、訴訟終了宣言判決に対する控訴によって、事件全体ではなく、訴訟終了にかかる争い部分のみが移審するとの理由から、訴訟終了宣言判決を取り消せば足りるとする。

類似の問題に関し、訴訟の目的が一身専属権であるとの理由から訴訟承継を認めず、訴訟終了宣言をした第 1 審判決に対して原告のみが控訴した場合に、控訴審が訴訟承継を認めて本案判決をすべき場合であっても（本書 687 頁注 125 参照）、原告の請求に理由がないことが明らかであれば、不利益変更禁止の原則の下では、第 1 審判決を取り消して請求棄却判決をするのではなく、控訴棄却にとどめるべきとする判例（最判平成 29・12・18 裁判所ウェブサイト）がある。

■以上, 2018年1月5日追加■

■158頁注108) 3行目「……〔百選〈5版〉20事件〕である。」のあとに以下の一文を加える。

最判平成29・10・5(裁判所ウェブサイト)もこれを確認している。

■同頁同注末尾を改行の上, 以下を加える。

さらに, 上記最判平成29・10・5は, 弁護士法25条1号が, 弁護士の適正な職務遂行という公益の確保と同時に, 相手方当事者の利益保護の側面も持つことを指摘し, 相手方当事者に同号に違反する弁護士による訴訟行為を排除する旨の裁判を求める申立権を認め, 加えて, 弁護士を委任した側の当事者には, 同号違反として訴訟行為を排除する旨の決定に対する不服申立(即時抗告)権を認めている(25V類推)。訴訟代理人たる弁護士の職務遂行について, 一方で, 不適切なものを排除する相手方当事者の利益, 他方で, 適切なものであることを主張する依頼者側当事者の利益の双方を尊重したものと評価できる。なお, 後者の利益は, 依頼者である当事者本人の利益であるから, 訴訟行為を排除された訴訟代理人たる弁護士には, 即時抗告権は認められない旨も, あわせて判示されている。また, 本件は, 相手方の破産管財人が異議の申立てをしたという特異性があるが, その点については, 伊藤・破産法・民事再生法191頁参照。

■439頁注406) 末尾を改行の上, 以下を加える。

以上のような議論を踏まえ, 最決平成29・10・4(裁判所ウェブサイト)は, 住民訴訟(地方自治242の2I④)を本案訴訟とする地方議会議員の政務活動費にかかる領収書の文書提出命令について, それを保管する機関(地方議会議長)ではなく, 機関の活動にかかる権利義務の帰属主体である地方公共団体が文書提出命令の名宛人たる所持者にあたるとしている。本件事案に限らず, 公法人と私法人一般に通用する判例法理というべきである。

■以上, 2017年10月=日追加■

■608頁本文上から8行目「(民訴費16II)」のあとに以下の注を付す(注325とし, 以降,

610 頁まで注番号が一つずつ繰り下がる)。

325) ただし、訴訟費用のうち一定割合を相手方の負担とする旨が定められたときであっても、第一審裁判所の裁判所書記官に対して訴訟費用の負担の額を定める処分を求める申立て(71 I)がされる前であれば、裁判所は、合理的裁量にもとづいて直接取立てをする額(85)を定める以外にない。最決平成 29・9・5 (裁判所ウェブサイト) は、このような場合、猶予した裁判費用以外の当事者双方の支出した費用を考慮せずに、猶予した裁判費用に相手方の負担割合を乗じた額と定めても、直ちに合理的裁量の範囲を逸脱するものとはいえないが、相手方が即時抗告をし、救助を受けた者の負担すべき費用との差引計算を求めているような場合には、裁判所は、差引計算の基礎となる額を明らかにするよう相手方に求め、差引計算をした上で直接取立てをする額を定めるべきであるとする。裁判所が裁量権を行使する際の相手方の利益を重視したものと評価できる。

■以上、2017年9月=日追加■

◆2017年7月5日公開分の補訂情報につき、以下のとおり変更する(赤字部分が変更箇所)。

■同じく 453-454 頁注 431) 第 2 段落末尾「……金融法務 2053 号 1 頁(2016 年)参照。」の後に以下を加える。

そして、差戻審である名古屋高判平成 29・6・30 (金商 1523 号 20 頁) は、報告義務は公法上の義務であるが、行政処分が介在しないことなどから、その確認を求める訴えが行訴法 4 条にいう公法上の法律関係に関する確認の訴えにあたるということはできず、民事訴訟の対象となること、また、義務の履行を求める給付の訴えが認められないことから、紛争解決の手段として確認の訴えが適切であることなどを理由として、確認の訴えを適法とし、かつ、転居先の新住所については、守秘義務などを考慮しても、回答を拒絶すべき正当な理由が認められないと判示し、確認請求を認容している。いずれも、妥当な正当な判断である。

■以上、2017年9月=日追加■

■60 頁注 47) の最後「当事者間の公平……判時 2243 号 28 頁がある」を以下のとおり改

める。

この判例法理の下で、当事者間の公平などの理由から無効とした例として、東京高判平成 26・11・17 判時 2243 号 28 頁があり、無効といえないとした例として、東京地判平成 28・10・6 金商 1515 号 42 頁がある。

なお、本文イに述べるように、合意は、一定の法律関係にもとづく訴えに関してしなければならないが、その要件を満たさないとした裁判例として、東京地中間判決平成 28・2・15（未公刊。ジュリ 1508 号 144 頁参照）がある。

■150 頁注 87) の最後「(最判平成 28・6・27 裁時 1657 号 3 頁。)」を以下のとおり改める。

(最判平成 28・6・27 民集 70 卷 5 号 1306 頁)。

ただし、最判平成 29・7・24 裁判所ウェブサイトは、認定司法書士がこの制限に違反して裁判外の和解契約を締結したときに、委任契約は無効となり、報酬請求権は発生しないが、和解契約自体は、それが公序良俗違反と評価される特段の事情がない限り、無効とならないとする。委任契約を無効とするのであれば、認定司法書士の代理権も否定され、和解契約の効力を認めないことも考えられるが、和解契約の当事者、特に相手方の利益保護を重視したものと思われる。なお、本件の事案は、すでに和解金を支払った相手方に対し、依頼者の破産管財人が、和解契約の無効を理由に重ねて支払いを求めたものである。

■191 頁注 47) の末尾に以下を加える。

なお、債権譲渡の形式をとっていても、その目的などからみて、訴えの提起などの訴訟行為をさせることを目的としていると認められるときは、訴訟信託の禁止に該当し、債権譲渡を無効と判示するものとして、福岡高判平成 29・2・16 判タ 1437 号 105 頁がある。

■441 頁注 410) 第 3 段落「……支障を生じるおそれがあるとする。」の後に以下を加え、その後を改行する。

相続税申告書および添付書類について、申告納税制度の趣旨を強調し、納税者と税務当局との間の信頼関係の確保を理由として公務秘密文書性を肯定する福岡高宮崎支決平成 28・5・26 判時 2329 号 55 頁にも、同様の考え方がみられる。

■599 頁注 310) 末尾を改行の上、以下を加える。

なお、株主代表訴訟（株式会社における責任追及等の訴え。本書 189 頁）において、勝訴株主による弁護士報酬の支払請求権（会社 852 I）に関する判断基準について判示するものとして、東京地判平成 28・3・28 判タ 1437 号 209 頁がある。

■745 頁注 1) 末尾を改行の上、以下を加える。

再審の方法によらず、他の訴えによって確定判決の取消しを求めるのは不適法である。東京地判平成 28・3・15 判タ 1435 号 230 頁。

■以上、2017 年 8 月 8 日追加■

■748 頁注 11) 最後の一文を次のとおり改める。

なお、関連する判例として、特許法 104 条の 3 の趣旨を重視して、訂正審決の確定を再審事由とすることを否定した最判平成 20・4・24 民集 62 卷 5 号 1262 頁〔平成 20 重判解・知財 1 事件〕があり、最判平成 29・7・10 裁判所ウェブサイトは、これを前提として、事実審の口頭弁論終結前に訂正の再抗弁を主張しなかった者は、その後に訂正審決が確定したとしても、訂正の再抗弁を主張しなかったことについてやむをえないといえる事情がない限り、訂正審決の確定をもって上告による原判決の破棄を求める事由とすることはできないとしている。上記 104 条の 3 や 104 条の 4 の基礎となっている、特許権の侵害にかかる紛争の一次的解決の要請を上告についても及ぼしたものと評価できる。

■以上、2017 年 7 月 24 日追加■

■453-454 頁注 431) 第 2 段落 15 行目、最判平成 28・10・18 の出典を以下のとおり改める。

裁判所ウェブサイト → 民集 70 卷 7 号 1725 頁

■同じく 453-454 頁注 431) 第 2 段落末尾「……金融法務 2053 号 1 頁 (2016 年) 参照。」の後に以下を加える。

そして、差戻審である名古屋高判平成 29・6・30 (未公開) は、報告義務は公法上の義務であるが、行政処分が介在しないことなどから、その確認を求める訴えが行訴法 4 条にいう公法上の法律関係に関する確認の訴えにあたるということとはできず、民事訴訟の対象となること、また、義務の履行を求める給付の訴えが認められないことから、紛争解決の手段として確認の訴えが適切であることなどを理由として、確認の訴えを適法とし、かつ、転居先の新住所については、守秘義務などを考慮しても、回答を拒絶すべき正当な理由が認められないと判示し、確認請求を認容している。いずれも、妥当な正当な判断である。

■以上、2017 年 7 月 5 日追加■

◆2017 年 4 月 20 日公開分の補訂情報のうち 2 箇所につき、以下のとおり変更する (赤字部分が変更箇所)。

■6 頁注 11) に段落をかえて以下を加える。

しかし、執行決定が確定すれば、民事執行法 35 条 1 項後段にいう「裁判以外の債務名義」にはあたらないこととなり、その成立に関する瑕疵を理由として、仲裁判断の効力を争うことは許されず、また、確定判決の場合 (本書 530 頁) と同様に、仲裁判断についての異議の事由は、仲裁判断がされた後に生じたものに限られることになる。東京地判平成 28・7・13 判時 2320 号 64 頁。

■232 頁注 128) に段落をかえて以下を加える。

なお、支払督促 (382) にも、訴えなどの裁判上の請求と同様に、裁判上の請求として時効中断の効力が認められるが (民 147. 改正法案 147 では時効の完成猶予および更新)、法定期間内に仮執行宣言の申立てをしないと、支払督促は失効し (392)、時効の中断も効力を生じない (民 150. 改正法案 147 I ②参照)。そして、最判平成 29・3・13 裁判所ウェブサイトは、同一債務者に対する関係で、貸金債権の支払督促によって本訴の訴訟物たる保証債務履行請求権について時効中断の効力が生じることはないと判示している。時効中断の要件として厳密な意味での両債権の同一性を求めたというよりも、両債権の行使が相容れない関係にあり、支払督促の請求債権を本訴の訴訟物たる債権と同視できない事例

と評価したものと理解する。

■以上, 2017年5月11日追加■

■6頁注11)に段落をかえて以下を加える。

しかし、執行決定が確定すれば、民事執行法35条1項後段にいう「裁判以外の債務名義」にはあたらないこととなり、その成立に関する瑕疵を理由として、仲裁判断の効力を争うことは許されず、また、確定判決の場合(本書530頁)と同様に、仲裁判断についての異議の事由は、仲裁判断がされた後に生じたものに限る。東京地判平成28・7・13判時2320号64頁。

■107頁注152)に段落をかえて以下を加える。

これと比較して、金沢地決平成28・3・31判時2299号143頁は、基本事件の受訴裁判所を構成する裁判官が、主要な法律上の争点を共通にし、紛争としても強い関連性を有する別事件において、国の指定代理人たる訟務検事として中心的に活動したこと、両事件が時間的に近接していることなどを理由として、本文に述べる、公正で客観性のある裁判を期待することができないとの懸念を抱かせる客観的事情が存在するとして、忌避を認めている。本決定の意義については、猪股孝史「判例評論」判時2320号159頁参照。

■232頁注128)に段落をかえて以下を加える。

なお、支払督促(382)にも、訴えと同様に、裁判上の請求として時効中断の効力が認められるが(民147。改正法案147では時効の完成猶予および更新)、法定期間内に仮執行宣言の申立てをしないと、支払督促は失効し(392)、時効の中断も効力を生じない(民150。改正法案147I②参照)。そして、最判平成29・3・13裁判所ウェブサイトは、同一債務者に対する関係で、貸金債権の支払督促によって本訴の訴訟物たる保証債務履行請求権について時効中断の効力が生じることはないと判示している。時効中断の要件として厳密な意味での両債権の同一性を求めたというよりも、両債権の行使が相容れない関係にあり、支払督促の請求債権を本訴の訴訟物たる債権と同視できない事例と評価したものと理解する。

■266頁注67)3行目「また、閲覧制限がされた…」の前に以下を加える。

基本事件が報道等によって広く知れ渡っていることや、第三者がすでに訴訟記録を閲覧していることを理由として、閲覧等制限の申立てを否定した裁判例として、東京高決平成27・9・11判時2320号40頁があり、営業秘密に該当することを理由として閲覧等制限の申立てを認めた裁判例として、東京高決平成27・9・14判時2320号43頁がある。

■445頁注414) 下から2行目「……〔送還・護送事故報告書〕がある。」の後、「これに対して、」の前を改行し、以下を加える。

否定した裁判例として、福岡高宮崎支決平成29・3・30裁判所ウェブサイト〔テレビ局によるビデオ録画の電磁記録であり、県警察が押収の上、検察官が保管しているDVD〕がある。この裁判例は、DVD（準文書。本書411頁）の証拠としての取調べが必要不可欠といえないこと、捜査・公判以外の目的に用いられることによりテレビ局と捜査機関との信頼関係が失われるおそれがあること、画面上に録画された者のプライバシーが侵害されるおそれがあることなどを理由として、提出の拒絶が裁量権の範囲の逸脱または濫用にあたるものではないとしている。しかし、録画の証拠価値は高いと認められていること、差押え・押収という強制処分によって捜査機関が取得していること、関係者のプライバシーは絶対的なものではないことを考えると、判例法理の下でも、法220条3号による文書提出義務を認める余地があろう。

また、「刑事訴訟記録等に該当することを否定した」の箇所を「刑事訴訟記録等に該当することを否定または否定する余地があると判断した」とする。

■以上、2017年4月20日追加■

■173頁注15) 第1段落下から3行目「また、生成中の…」の前に以下を加える。

名取りなど、伝統芸能の流派組織上の地位が、職業活動や事業活動の基礎となっている場合には、その除名処分（破門）の効力を争い、名取りなどの地位確認を求めることは、法律上の争訟にあたる（東京地判平成28・5・25（未公刊）、東京高判平成28・12・16（未公刊））。

■179頁注26) 第2段落2行目「……において示されている。」を以下Aに替え、同段落末尾にBを加える。

## A

……において示され、最判平成 28・12・8 裁判所ウェブサイトもそれを確認している。

## B

上記の平成 28 年判決の原審である東京高判平成 27・7・30 判時 2277 号 84 頁は、一定期間に限ってみれば、不法行為が継続する高度の蓋然性が認められ、かつ、損害不発生の立証負担を債務者側に課すことが不合理といえない事情があるとして、訴えの利益を肯定している。これを覆した上告審判決を踏まえれば、航空機の騒音に起因する将来請求について、訴えの利益が認められる可能性は存在しないことになろう（小池裕裁判官補足意見参照）。

- 365 頁注 245) 末尾「東京地判平成 24・6・22 金融法務 1968 号 87 頁」の後に以下を加える。

，東京地判平成 28・1・26 金法 2051 号 87 頁，東京高判平成 28・9・14 金法 2053 号 77 頁

- 432 頁注 394) 1-2 行目「また特段の事情を……（注 387）がある。」を以下に替える。

また特段の事情について、申立人が所持者と同一視される場合に限るとし、信用金庫の会員代表訴訟における貸出稟議書の提出義務を否定したものとして、前掲最決平成 12・12・14（注 387）がある（その判断枠組を適用し、申立人と所持者が同一視され、かつ、第三者への開示や漏洩を防ぐための措置がとられていることを理由として、特段の事情の存在を肯定し、提出義務を認めた知財高決平成 28・8・8 裁判所ウェブサイトがある）。

- 687 頁注 125) 「最判平成 9・1・28 民集 51 卷 1 号 250 頁（開発許可取消し）」の後に以下を加える。

，最判平成 28・12・8 裁判所ウェブサイト（人格権にもとづく航空機の離着陸等の差止めおよび音量規制の請求）

- 734 頁注 94) 第 2 段落末尾「最判平成 18・9・4 判時 1948 号 81 頁」の後に以下を加える。

，最判平成 28・12・8 裁判所ウェブサイト

■以上, 2017年2月15日追加■